

滋賀県告示第 486 号より関係部分を抜粋

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第 103 号。以下規則という。）第 4 条第 1 項第 3 号に規定する刺網漁業の制限措置および許可または起業の認可の申請期間を次のとおり定める。

令和 3 年 9 月 7 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の総 トン数	推進機関 の馬力数	操 業 区 域	漁業時期	漁業を営む 者の資格
刺網漁業 （荒目小糸網） （動力漁船を使用 するもの）	55 隻（者） 以下	—	—	規則別表第 1 に掲げる区域 （琵琶湖大橋堅田行き車線 の車線区分線から両側へ 200 メートルの距離の線と 湖岸線によって囲まれた区 域を除く。以下同じ。）	12 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで	—
刺網漁業 （荒目小糸網） （動力漁船を使用 しないもの）		—	—	規則別表第 1 に掲げる区域	12 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで	—
刺網漁業 （細目小糸網） （動力漁船を使用 するもの）		—	—	規則別表第 1 に掲げる区域	周年	—
刺網漁業 （細目小糸網） （動力漁船を使用 しないもの）		—	—	規則別表第 1 に掲げる区域	周年	—

2 申請期間 令和 3 年 9 月 7 日から令和 3 年 10 月 6 日まで